

八 戸 漁 業 用 海 岸 局

I 事 業 目 的

1. 試験船、取締船並びに一般漁船との間に漁業指導監督通信を行なうことによって、操業秩序の維持、漁場の適正管理及び海難防止を図り、併せて漁業経営の安定と福祉の向上に資する。

II 事 業 内 容

1. 実 施 期 間 昭和47年4月～翌年3月

2. 交 信 海 域

本州海域、日本海全域、北海道海域、カムチャッカ、ハワイ、ウエーキ、アラスカ、アリューシャン、ベーリング、カナダ、オーストリア、オホーツク海、千嶋近海、赤道以北の太平洋海域

3. 担 当 者

局 長 佐々木 光 男

主 任 尾 崎 義 隆

技 師 目 時 利 悦

技 師 日下部 雄

4. 取扱通信種別

- (1) 漁業指導監督通信

A サケ、マス漁場位置漁獲報告通信 (水産庁関係)

B サンマ調整通信 (")

C イカ、サバ調整通信 (")

D オットセイ規制監視通信 (")

E キワダ規制通信 (")

F 日韓共同水域位置報告通信 (")

G フグ網位置報告通信 (")

H 漁海況水温報告通信 (")

I 北部海域 (E145度以東)位置報告通信 (海保関係)

J 南方海域出漁船位置報告通信 (")

K R点海域 " " (")

L E170度以東 " " (")

M 流水状況報告通信 (")

N 北海道カニ規制報告通信 (北海道庁)

O 北海道底曳入台報告通信 (")

P 気象観測報告通信 (気象庁)

Q 航行警報周知関係通信

- (2) 気 象 通 信

- (3) 保 安 通 信

- (4) 遭 難 緊 急 通 信

- (5) 漁 況 放 送

- (6) 非常無線通信 (A1、4630KH2)

- (7) 漁業専用通信

- (8) 内航専用通信

(9) 公衆無線電報

5. 通 信 方 法

- (1) 無線電信、電話による送信、受信
- (2) 気象、漁海況のテレックス送信、受信
- (3) 遭難波 2 7.5 2 4 K H Z 専用受信
- (4) 2 4 時間連続勤務（宿・日直を含む）

Ⅲ 事 業 結 果

第1表 管内船舶局数

年月日	設備	電 信	電 話	準 加 入	合 計
昭和 4 7.3.31	現在	56局	551局	A 1 21局 A 3 59局	687局
昭和 4 8.3.31	現在	70局	621局	A 1 5局 A 3 36局	732局
前年度比		125%	112%	A 1 23% A 3 61%	106%

第2表 管内船舶局無線従事者選任状況

年月日	資格	3 級	電話級	特 技	計
昭和 4 7.3.31		63人	352人	甲 38人 レーダー 28人	481人
昭和 4 8.3.31		72人	416人	甲 46人 レーダー 32人	566人
前年度比		114%	118%	121%	114%

第3表 管内船舶局無線従事者選解任件数

年月日	選解任別	選 任	解 任	備 考
昭和 4 7.3.31	現在	512人	588人	
昭和 4 8.3.31	現在	549人	518人	
前年度比		107%	88%	

第4表 取扱通信実績

通信種別	区 分	通 数 (件 数)	時 間 (分)	1 日 平 均		備 考
				通数 (件数)	時間 (分)	
漁業通信	送 信	6,673		18.23		
	受 信	114,632		314.06		
	小 計	121,305	93,607	332.34	256.46	
気 象 通 信 漁 況 放 送 指 導 監 督 調 整 通 信 事 故 通 信		2,300	10,184	6.3	27.90	
		365	4,114	1	11.27	
		32,012	26,111	87.7	71.54	
		62	1,374	0.17	3.77	
	小 計	34,739	41,783	95.18	114.47	
内航通信	送 信	299				
	受 信	2,994				
	小 計	3,293	4,460	9.02	12.21	

通信種別	区 分	通 数 (件 数)	時 間 (分)	1 日 平 均		備 考
				通数 (件数)	時間 (分)	
公衆電報	送 信	1,869				
	受 信	4621				
	小 計	6,490	1,0139	17.78	27.77	
総 計		165,827	149,989	454.32	410.92	
前 年 度 計		161,871	161,800	443.2	442.8	
前 年 度 比		102 %	92 %	102 %	92 %	

5. 講習訓練等実施状況

(1) 非常無線通信訓練実施

使用周波数 A₁ 4 6 3 0 K H Z

実施期日

A 昭和4 7.5.16～17 09:00～16:00

B 昭和4 7.7. 6～ 7 13:00～21:00

C 昭和4 7.8.10～11 09:00～16:00

(2) 電話級無線通信士養成講習

期 間 昭和4 8.1.6～昭和4 8.3.6

会 場 八戸市鮫町 魚市場厚生会館

受講者 46名

受験者 44名

合格者 36名

(3) 特殊無線技士（無線電話甲）養成講習

期 間 昭和4 8.1.7～昭和4 8.1.16

会 場 小中野魚市場会議室

受講者 56名

受験者 53名

合格者 53名

(4) 特殊無線技士（レーダー級）養成講習

期 間 昭和4 8.1.17～昭和4 8.1.21

会 場 小中野魚市場会議室

受講者 53名

受験者 53名

合格者 53名

(5) 実務講習会（新免許受有者対象） 3回142名

(6) ロラン、レーダー講習 1回約200名

(7) 通信打合会、反省会、業務打合会 35回延約700名

Ⅳ 事業の成果及び今後の課題

1. 事業の成果

(1) 漁業における諸無線通信並びに諸計器の利用により漁業経営の合理化と人命財産の保全に寄与した。

(2) 無線従事者養成講習会を3回（3資格）実施し、無線従事者不足の解消と無資格運用等違反防止に寄与した。

2. 今後の課題

(1) 県職員の増員（送信所、通信所の2局で24時間通しの通信を行なっているが、総員15名中県職員が僅か4名のため、指導監督通信も組合職員の協力にたよっている現状であり宿日直廃止等にも関連し3名以上の増員が必要）

(2) 海岸局の移転

海岸局周波数が附近民家テレビに妨害を与え、又いか釣専用周波数2430K H Zが附近民家のラジオに妨害を与える等、電波公害を与えているので早急に移転を要す。

(3) 組合との業務契約の締結

海岸局運営運用予算支出責任の所在職務分掌、業務委託、嘱託等について明確にする必要がある。